

教 育 公 報

三重県教育委員会

目 次

訓 令 県立高等学校の寄宿舎舎監業務嘱託取扱要綱の一部を改正する訓令 人 材 政 策 室 1 頁

訓 令

教委訓第14号

各県立高等学校

県立高等学校の寄宿舎舎監業務嘱託取扱要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年12月1日

三重県教育委員会教育長 向 井 正 治

県立高等学校の寄宿舎舎監業務嘱託取扱要綱の一部を改正する訓令

県立高等学校の寄宿舎舎監業務嘱託取扱要綱（昭和48年教委訓第1号）の一部を次のように改正する。
第12条を第14条とし、第6条から第11条までを2条ずつ繰り下げ、第5条の次に次の2条を加える。

（任用手続）

第6条 嘱託舎監の任免は、三重県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行なうものとする。

2 県立学校長（以下「校長」という。）は、嘱託舎監を任用する必要がある場合は、別に定める具申書を任用予定日の10日前までに人材政策室長（以下「室長」という。）に提出しなければならない。

3 校長は、嘱託舎監から任用期間満了前に辞職願が提出された場合は、すみやかに室長に副申しなければならない

（任用等の通知）

第7条 教育委員会は、嘱託舎監の任用にあたっては、任用条件等を明記した任用通知書（第1号様式）を交付しなければならない。

2 教育委員会は、嘱託舎監が任用期間満了前に辞職するにあたっては、辞職承認通知書（第2号様式）を交付しなければならない。

第1号様式及び第2号様式を次のように定める。

（第1号様式）

任 用 通 知 書

名 前	
職 名	嘱託舎監
勤 務 学 校 名	
給 料	基本額 月額 円 加算額 勤務1回につき 円 (5時間未満の勤務の場合 円) 及び通勤手当相当額を支給する
任 用 期 間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで (ただし、勤務すべき日は校長が別に定める。)

休暇	有給休暇	1 年次有給休暇
	無給休暇	1 公民権行使 2 産前産後休暇 3 育児時間 4 生理休暇
その他の任用条件		任用期間が満了の際は、別に発令することなく退職する。

上記のとおり任用が決定されたから通知する。

平成 年 月 日

三重県教育委員会 印

(第2号様式)

辞職承認通知書

名前	
職名	囑託舎監
勤務学校名	
辞職年月日	平成 年 月 日
辞職理由	
その他	

上記のとおり辞職を承認したので通知する。

平成 年 月 日

三重県教育委員会 印

附 則

この訓令は、平成20年12月1日から施行する。

発 行
津市広明町13番地
三重県教育委員会

印 刷
有限会社第一プリント社